

# 住宅耐震改修証明申請書

申請者 住所  
電話  
氏名

印

家屋の所在地

上記家屋に係る耐震改修が完了した日

年 月 日

上記家屋が { 1. (1)の要件を満たすことについて  
2. (1)及び(2)の要件を満たすこと及び当該家屋に係る耐震改修の費用の額が(3)の額であったことについて } 証明願います。

(1)	租税特別措置法施行規則第19条の11の2第1項、第2項又は第3項で定める要件を満たす住宅の耐震改修の事業又は住宅の耐震診断の事業に関する事項の定めがある右の計画の区域内にある家屋であること	(イ) 地域住宅計画 (地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法第6条第1項)
		(ロ) 都道府県耐震改修促進計画 (建築物の耐震改修の促進に関する法律第5条第1項)
		(ハ) 住宅耐震改修促進計画 (地方公共団体の作成した地域における地震に対する安全を確保するための住宅の耐震改修の促進に関する事業を定めた計画) (租税特別措置法施行令第26条の28の4第1項第2号)
(2)	租税特別措置法第41条の19の2第1項の耐震改修をした家屋であること	
(3)	(イ) 租税特別措置法第41条の19の2第1項第1号に掲げる当該住宅耐震改修に要した費用の額	円
	(ロ) 租税特別措置法第41条の19の2第1項第2号に掲げる当該住宅耐震改修に係る耐震工事の標準的な費用の額	円
	(ハ) (イ) 又は (ロ) の金額のうちいずれか少ない金額	円

## 住宅耐震改修証明書

上記のとおり相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

和光市長 松本 武洋 印

## 備考

I 地方公共団体に1のみを証明させる場合においては、「上記家屋に係る耐震改修が完了した日」の記載は要しない。

この場合において、所得税の税額控除を受けるときは、(2)の要件を満たすこと及び当該家屋に係る耐震改修の費用の額が(3)の額であったことについては、建築士、指定確認検査機関又は登録住宅性能評価機関が発行する証明書が併せて必要であることに留意する。

II 1又は2のいずれかを○で囲むこと。

III (1)の欄は、(イ)、(ロ)又は(ハ)のいずれかを○で囲むこと。

IV① (3)(イ)の欄は、共有住宅及びマンションについては、耐震改修の費用の総額のうち、所得税額の特別控除を受けようとする者が負担した費用の額を記載すること。

② (3)(ロ)の欄は、租税特別措置法施行令(昭和26年政令第43号)第26条の28の4第3項の規定に基づき、国土交通大臣が財務大臣と協議して住宅耐震改修の内容に応じて定める金額を定める告示(平成21年国土交通省告示第383号)に基づき住宅耐震改修の内容に応じて算出した金額の合計額(共有住宅及びマンションについては、当該住宅耐震改修の内容に応じて算出した金額の合計額に、耐震改修の費用の総額のうち所得税額の特別控除を受けようとする者が負担した費用が占める割合を乗じて得た金額)を記載すること。

## (参考)

(ロ)の算出方法については、「租税特別措置法施行令第26条の28の4第3項の規定に基づき、国土交通大臣が財務大臣と協議して住宅耐震改修の内容に応じて定める金額」(平成21年3月31日国土交通省告示第383号)において定めるとおり、以下の表の左欄の住宅耐震改修の内容の区分に応じ、それぞれ同表の中欄の額に、右欄の数値を乗じた金額の合計額となります。

木造の住宅(「木造住宅」という。)の基礎に係る耐震改修	16,200円	当該家屋の建築面積(単位㎡)
木造住宅の壁に係る耐震改修	23,800円	当該家屋の床面積(単位㎡)
木造住宅の屋根に係る耐震改修	20,500円	当該耐震改修の施工面積(単位㎡)
木造住宅の基礎、壁及び屋根に係るもの以外の耐震改修	35,900円	当該家屋の床面積(単位㎡)
木造住宅以外の住宅の壁に係る耐震改修	78,900円	当該家屋の床面積(単位㎡)
木造住宅以外の住宅の柱に係る耐震改修	2,658,200円	当該耐震改修の箇所数
木造住宅以外の住宅の壁及び柱に係るもの以外の耐震改修	276,900円	当該家屋の床面積(単位㎡)